

質問回答書

契約番号

件名 令和6年度Chromebook端末サポート業務委託

項目 (ページ数等)	質問	回答
業務委託仕様書 ー 10 その他 ー (6) 動産保険を利用する場合等、非課税となる項目がある場合は内訳を示すこと	内訳を示すタイミングは、入札時でしょうか？または契約時でしょうか？また、内訳書の書き方にご指定はありますでしょうか？	契約時です。 様式は落札後に指定する予定です。
業務委託仕様書 ー 10 その他 ー (6) 動産保険を利用する場合等、非課税となる項目がある場合は内訳を示すこと	動産総合保険を利用する場合(非課税)、「入札(見積)書」への金額記入は、非課税項目の非課税金額と、課税項目の本体価格を合算した金額を記入する認識で宜しいでしょうか？その場合入札書に記載のある「契約希望価格の110分の100に相当する金額」には正確にはなりません、それで宜しいでしょうか？	入札説明書のとおりです。
別紙 令和6年度Chromebook 端末サポート業務対象及び業務内容 ー 1 業務対象 ー 対象機器	メーカー及び型番毎の導入年月をお教えください。金額の算出のために必要な大変大事な内容となりますので、宜しくお願いいたします	<p>■中学校及び義務教育学校(後期課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度(令和3年3月) <ul style="list-style-type: none"> ・【Lenovo】300e Chromebook 2nd Gen ・【Acer】R752T-G2 ○令和3年度(令和3年12月) <ul style="list-style-type: none"> ・【HP】Chromebook x360 11 G3 EE・19J71PA#ABJ <p>■高等学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度(令和3年5月) <ul style="list-style-type: none"> ・【Acer】R752T-G2 ○令和4年度(令和5年3月) <ul style="list-style-type: none"> ・【NEC】PC-YAY11W21A4J3 <p>■特別支援学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度(令和4年2月) <ul style="list-style-type: none"> ・【Acer】R752-G2 ○令和4年度(令和5年3月) <ul style="list-style-type: none"> ・【Acer】R753T-A14N <p>※故障による代替機交換等により、一部の端末は上記型番の後継機種等である可能性があります。</p>
別紙 令和6年度Chromebook 端末サポート業務対象及び業務内容 ー 2 業務内容 ー (2) 保守サービス業務	保有台数全体に係る1月あたりの問合せ受付件数、ならびにその後実際に修理を行った端末数は理解しましたが、メーカー及び型番毎の以下3点についてお教えください。 1. 22年度、23年度それぞれの実修理端末件数 2. 22年度、23年度それぞれの修理単価 3. 22年度、23年度それぞれの修理費用合計	<p>1. 22年度、23年度それぞれの実修理端末件数</p> <p>22年度(5月～3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> Lenovo 1,547件 Acer 591件 HP 59件 <p>23年度(4月～1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> Lenovo 1,293件 Acer 664件 HP 72件 <p>下記については把握しておりません。 2. 22年度、23年度それぞれの修理単価 3. 22年度、23年度それぞれの修理費用合計</p>
別紙 令和6年度Chromebook 端末サポート業務対象及び業務内容 ー 2 業務内容 ー (2) 保守サービス業務 ー エ 修理費用が当該端末の再調達価格を上回る場合は新品の代替機を調達すること	端末の新品調達の際には ChromeEducationUpgrade(CEU)の新規調達もあわせてのことであるという御理解で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりですが、故障端末のCEUを引き継げる場合は新規調達は不要です。
別紙 令和6年度Chromebook 端末サポート業務対象及び業務内容 ー 2 業務内容 ー (3) データ消去及び端末廃棄業務	故障端末を廃棄する場合、その所有権の譲渡・移転が必要となると認識しておりますが、それで宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。
別紙 令和6年度Chromebook 端末サポート業務対象及び業務内容 ー 2 業務内容 ー (3) データ消去及び端末廃棄業務	データ消去後の報告書提出について理解いたしましたが、以下3点についてお教えください。 1. データ消去の「確認方法」の指定はありますでしょうか？ 2. 報告書の提出をもって廃棄証明書は不要との認識で宜しいでしょうか？ 3. 報告書の提出タイミングに指定はありますでしょうか？	<p>1. 特に指定はございません。 2. データ消去を実施したことを示すものであれば、必ずしも証明書である必要はございません。 3. 特に指定はございません。</p> <p>上記に関する具体的な内容は落札後に協議する予定です。</p>
別紙 令和6年度Chromebook 端末サポート業務対象及び業務内容 ー 2 業務内容 ー (4) 端末管理業務	代替機調達によりシリアル番号が変わる端末について、都度、端末管理表の更新を行い甲に報告することについて理解いたしましたが、MDMからのデータ出力及び学校ヒアリング等によるシリアル番号の洗い出しを行い、端末管理表を作成することについて、作成データの精度のご指定はありますでしょうか？	特に指定はございません。 具体的な内容は落札後に協議する予定です。
別紙 令和6年度Chromebook 端末サポート業務対象及び業務内容 ー 2 業務内容 ー (4) 端末管理業務	「学校ヒアリング等」についてですが、学校様に対するリアリングとは、教育委員会様にご提供いただいたメールアドレスと宛先に従って、必要に応じてメールにて確認することを想定していますが、そちらでよろしいでしょうか？	メール等による確認を想定しています。